

学校いじめ防止基本方針

令和4年5月6日改訂
蕨市立中央東小学校

～蕨市立中央東小学校 学校いじめ防止基本方針策定にあたって～

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画投稿や無料通話アプリの利用等から派生する新たないじめ問題が生じる等、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にある。本校では、いじめの防止に向け、教育活動の中でさまざまな取組を行ってきた。さらに平成25年2月に制定された「蕨市いじめのない明るい学校づくり宣言」の下、児童会が「明るい笑顔 広げよう 仲良く優しい 中東っ子」のスローガンを作成し、「いじめは絶対に許さない」という決意を示した。

また、いじめの防止策等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域、関係機関との連携のもと、いじめ問題を克服していくことを目指して行われなくてはならない。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布されたことを受け、本校におけるいじめ等の防止対策の基本的な方針として「蕨市立中央東小学校いじめ防止基本方針」を策定した。また、平成26年8月「蕨市いじめ防止基本方針」の策定及び平成31年3月の改訂を受け、定期的に基本方針の見直しを行い、より実態に即した「蕨市立中央東小学校 学校いじめ防止基本方針」となるように適宜改訂を行うこととする。

1 いじめの未然防止のための取組

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育む。

また、いじめに対して「いじめは絶対許されないことである。」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。併せて、見て見ぬふりをすることも「傍観者」として、いじめに加担していることになるという認識をもてるように指導していく。

心の教育につながる道徳科の学習では、生命尊重を重点内容項目として取り上げ、学習指導を行うとともに、特別活動では、児童の主体的・自主的活動やよりよく生きるために自分で決定し活動する場を意図的計画的に取り入れ、いじめを絶対にゆるさない風土づくりを進めていく。さらに、主体的に考える人権教育の充実により、教員、児童の人権感覚を養うとともに、非行防止の観点から、ネット安全教育や情報モラル教育の充実を図り、いじめや非行の芽に敏感に気付くことができる感覚を教員、児童ともに育成していく。

(1) いじめをゆるさない、見過ごさない雰囲気作り

- ・校門での朝の挨拶運動（生活委員会・児童執行部役員）
- ・小中合同挨拶運動（児童会・一中生徒会・生活委員会・6年生児童）
- ・いじめ防止会議・宣言（児童会・11月）
- ・全校挨拶運動（学級毎・全学級実施）
- ・キラリ読書タイム
（教師による本の読み聞かせにより美しいものに感動する心の涵養）

(2) 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進

- ・一人一人が活躍できる学習活動の充実
（計画的なペア学習、グループ学習、話し合い活動の導入）
- ・異学年交流活動の充実
（兄弟学級による「なかよしタイム」「なかよし給食・清掃」「なかよし読み聞かせ」
全校ゲーム集会）
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動
（生活委員会「あいさつ運動」「学校生活向上スタンプラリーキャンペーン」、飼育委員会「ふれあいタイム」、図書委員会「スタンプラリーキャンペーン」「読書の木」「低学年への読み聞かせ」、体育委員会「筋肉モリモリキャンペーン」、給食委員会「残菜ゼロ運動」、児童会執行部「エコライフキャンペーン」「ペットボトルワクチン交換プログラム」）

2 いじめの早期発見への取組

- (1) 「いじめはどの学校も、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことで、児童の小さな変化を見過ごさない鋭い感覚を身に付けていく。また、教職員の校内研修を実施する。
- (2) 学校生活や友達関係についてのアンケートを毎学期2回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、内容に応じて、個人面談を実施し、問題の早期解決を図る。アンケート結果については、校内で集約し、蕨市教育委員会に毎学期報告する。（アンケート保存期間 原本1年間、データ5年間）
- (3) 教育相談を実施する期間を「教育相談週間」とし、保護者からの相談をうける。また、全校児童を対象として個人面談を実施し、学校と家庭との連携を深める。いじめに係る内容が相談された場合は、教育相談部が管理職へ報告後、蕨市教育委員会に報告する。
- (4) いじめの未然防止・早期発見には、教職員のネットワーク・チームワークを深めることが重要である。そのため、定期的な学年会、部会などの開催により、教職員どうしの日常的なつながりや同僚性を向上させていく。

3 いじめに対する措置

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められる

ときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

- (4) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、蕨市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- (6) 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は重大事態とし、次の対処を行う。
 - ① 重大事態が発生した旨を、蕨市教育委員会に速やかに報告する。
 - ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

4 早期解決への取組

(1) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ・ いじめ問題を発見したときには、学級担任で抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ・ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であることを指導する。
※被害児童を助けることができる行動をとる重要性を指導する。
- ・ 加害児童が抱える問題を解決するため、早期に教育相談を実施する。
- ・ 学校内だけでなく、状況により関係機関（児童相談所・蕨警察署・蕨市教育センター教育相談員、スクールソーシャルワーカー等）と協力して解決にあたる。

(2) 家庭・地域と連携した取組を積極的に行っていく。

- ・ いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組について、情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を収集し、指導に生かす。
- ・ 文部科学省、埼玉県教育委員会、蕨市教育委員会等から配布されるパンフレット等を活用し、児童とその保護者に「いじめは犯罪である」ことを啓発する。

5 いじめの問題に向けての校内組織と教職員研修

(1) 学校内の組織

① 「生徒指導委員会」

月1回、管理職、生徒指導主任、生徒指導委員、養護教諭で、学校内の課題や課題を有する児童について、現状や指導についての情報交換による対応について話し合う。また、定期的にスクールソーシャルワーカーも同席し、情報共有を行う。

② 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、いじめ問題が発生した際には、管理職、教務主任（主幹教諭）、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任及び当該学年主任、その他必要に応じ関係職員によるいじめ防止対策委員会を設置する。内容に応じ、生徒指導委員会を開催し、全体検討会を実施する。また、

必要に応じて、専門知識及び経験を有する専門家の参加について、蕨市教育委員会に相談する。

(2) 教職員研修

「いじめ防止に関する全体研修」の実施

- ・年度初めと夏季休業中に、全教職員で、本校の「学校いじめ防止基本方針」と生徒指導ハンドブック『I's 2019』を活用した研修会を実施する。
- ・年間3回、全教職員による児童理解研修及び特別支援研修を実施し、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる学級経営に努める。
- ・児童理解に研修に関する情報の加除修正を定期的に行い、最新の情報を共有するように努める。

6 いじめの防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、学校が、「重大事態」に対処する方向性を全職員及び外部に対して、わかりやすい対処方針を明記する。

「重大事態」を全職員が理解し、「いじめ防止対策委員会」(PTA会長、民生委員、スクールソーシャルワーカー等の参加を図り、公平性、客観性を保つ)において調査を実施する。調査結果については、28条2項に基づき、保護者に対して適切に提供する。

いじめ防止対策推進法

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【蕨市いじめのない明るい学校づくり宣言】

○私たちはいじめをしません、させません、許しません。

○私たちは相手の気持ちを考え、仲間を大切にします。

○私たちは笑顔のあふれる、明るい学校をつくります。

平成25年2月12日

蕨市立小・中学校児童生徒会

[各担任] [児童] [保護者] [地域] [関係機関]

